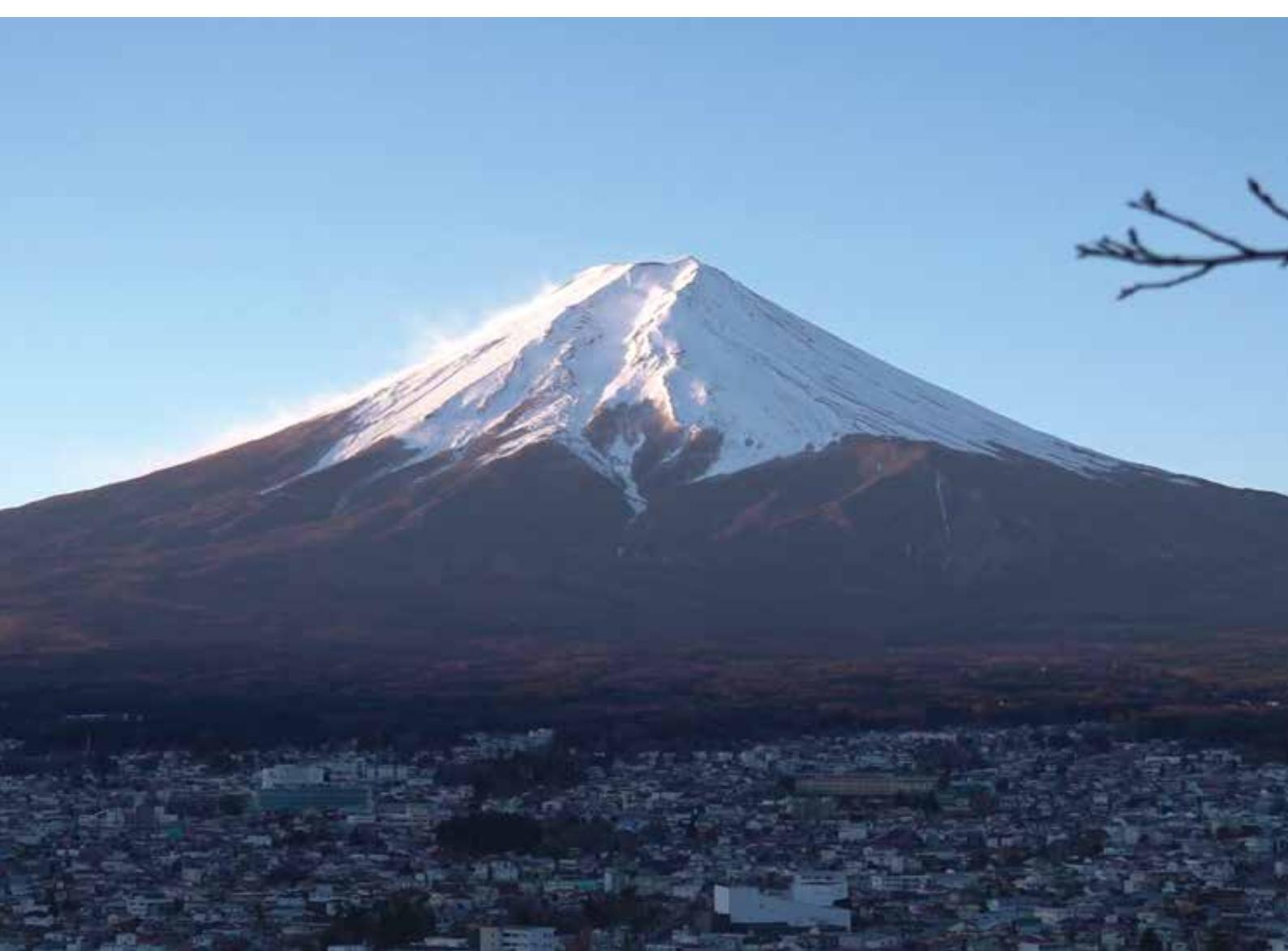


かわらい

No.192



▲富士吉田市街から望む富士山

## 主な目次

新年のご挨拶	2
令和7年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	8
女性部会活動報告	18
その他の活動報告	25

2026年の県内経済の展望	27
令和8年度税制改正に関する提言(全法連)	28
大月税務署からのお知らせ	32
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	36
迎春(役員顔写真)	40
健康情報(食事と健康)	46
第62回神社めぐり(稻村神社)	47
第41回高校生の税に関する標語(優秀作品)	48

消費税期限内納付  
△ 法人会一聲運動



## 新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 山口 照義



新年おめでとうございます。令和八年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、会員の皆様方、並びに税務当局を始めとした関係各位におかれましては、法人会の運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げるとともに厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、日本では、大阪・関西万博が開催され、世界各国から多くの来場者を迎えた。また、未来社会への希望を示す場となりました。一方で、コメ価格の高騰や大規模な山林火災、地震、さらにクマ被害など、私たちの生活や地域社会に影響を及ぼす課題もありました。

国際的には、米国でトランプ新大統領が就任し、その関税政策が世界経済に大きな波紋を広げ、国際的な摩擦を激化させました。

国内政治に目を向けてみると、十月には憲政史上初となる女性総理大臣が誕生。物価高騰や外交課題など、複雑な局面に直面する中で「財政健全化重視」から「積極財政路線」へ

と舵を切り、大規模経済対策に加え、ガソリン税廃止や年収の壁の引き上げなど家計支援策がある一方、防衛費財源のため、減税と増税が混在する形での税制改正となりました。

法人会事業活動では、全国青年の集い山梨大会が十一月に開催され、全国から来賓等含め約二千人が山梨を訪れました。大月法人会は「宿泊・エクスカーション・交通委員会」を担当し、大会成功へ導いた縁の下の力持ちとして重責を果たして頂きました。部会長、担当委員長を中心には参加された大勢の部会員の皆様には大変お疲れ様でした。

そして、当会の主要な公益事業と

なる、次世代への税知識の教育や納税意識の啓発事業、地域社会貢献事業等への取り組みは、青年部会の「高校生の税に関する標語」、「少年野球大会及び親子税金教室」、「少年野球教室」、女性部会の「小学生の税金絵画及び税金絵はがきコンクール並びに税金教室」、「施設慰問活動」と両部会合同の「年末チャリティー収益金の寄付」等々、両部会の皆様には、法人会の活動を大きく支えて頂きましたことに、心より感謝申し上げます。本年も法人会活動を一層充実させ、持続可能な社会の実現に寄与して参る所存です。

結びに当たり新年が明るく、輝かしい年となることを切望するとともに、会員皆様方のご事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

旧年中も、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対する多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。特に旧年は、「法人会全国青年の集い山梨大会」という一大イベントで大変御多忙な傍ら、本会のみならず、女性部会・青年部会を中心とした粗暴な事業活動を活発に展開していただきましたこと、重ねて深く感謝申し上げます。

さて、二〇二〇年代も後半に差し掛かり、社会のグローバル化、デジタル化の潮流はとどまるところ知りませんが、国税庁の任務でもある「適正・公平な課税・徴収の実現」が変わらず重要なことは多言を

## 新年のご挨拶

大月税務署  
署長 松田 泰尚



要しないところであります。旧年においても、「小学生の税に関する絵画コンクール」、「小学生の税に関する絵はがきコンクール」及び「高校生の税に関する標語」事業について、皆様方の極めて熱心な募集活動が実を結び、多数の作品の応募をいただきました。小職も選考会等において、作品を拝見しまして、次世代を担う学生の皆様が、作品を通じて、税の社会的意義について訴求している様子を目にし、「適正・公平な課税・徴収の実現」の重要性について、改めて実感するとともに、思

いを新たにいたしました。

国税組織においても、社会経済の変化に対応するため、次世代システムへの移行や全署センター化といった執務環境の変革を行い、デジタル化・BPRの推進によって業務の効率化を行い、生み出されたリソースで新たな重点課題に対応せんとしております。国民の負託に応えられるよう本年も懸命に「適正・公平な課税・徴収の実現」に向けて取り組んでまいります。

新しい年の干支は丙午であります。丙午の勢いにあやかり、新年が、公益社団法人大月法人会並びに会員の皆様方にとつて、益々御健勝で、御繁栄の年でありますよう心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせさせていただきます。

# 新年のご挨拶

青年部会

部会長 宮下 崇



(3)

明けましておめでとうございま  
す。令和八年の年頭にあたり、謹ん  
で新春のお慶び申し上げます。

また旧年中は青年部会の活動にお  
きまして、皆様のご支援のおかげで、  
無事に一年を乗り越えることができ  
ました。青年部会の皆様始め、事務  
局の皆様、諸先輩の皆様、税務当局、  
親会・女性部会の関係皆様方には事  
業活動へのご支援、ご協力を賜り感  
謝と御礼を申し上げます。

昨年は第三十九回「全国青年の  
集い」山梨大会が十一月二十日(一  
二二日の三日間に盛大に開催され、  
無事に全日程を終えることが出来ま  
した。準備には約二年を費やしてき  
た大会ですが、我々大月法人会青年  
部会は、運輸・エクスカーション委  
員会を担当し、交通誘導・ゴルフ大  
会の運営を担いました。当該委員会  
は他の委員会と比べ、多くの人員を  
要し、更にはエリアも広範囲をカバー  
しなければならない役割であつた為、

スムーズな運営を行つて頂き、全国  
から山梨へお越しになつた会員の皆  
様からもお褒めのお言葉を頂戴する  
ことが出来ました。

そして山梨大会の準備・運営を行  
いながらも、通年活動である「高校  
生の税に関する標語」、「税金クイズ」  
少年野球大会」「少年野球教室」「女  
性部会との年末チャリティー事業」  
等、税の啓発活動及び社会貢献活動  
も盛況に終えることができました。  
また旧年中は青年部会の活動にお  
きまして、皆様のご支援のおかげで、  
無事に一年を乗り越えることができ  
ました。青年部会の皆様始め、事務  
局の皆様、諸先輩の皆様、税務当局、  
親会・女性部会の関係皆様方には事  
業活動へのご支援、ご協力を賜り感  
謝と御礼を申し上げます。

本年は、長年続いたガソリン税の  
暫定税率（1L／二十五、一円）  
が年末に廃止されての新年スタート  
であり、更には個人・法人ともに控  
除額の見直しや子育て支援、防衛力  
強化など、新たな税制改正が進んで  
おりますが、これらの税制改正が多  
くの国民にとりまして、より公平に  
支えられることを願つております。

結びに皆様のご健勝並びにご事業  
のご発展を祈念し、昨年と変わらぬ  
ご支援とご協力をお願ひ申し上げ、  
新年のご挨拶とさせて頂きます。

# 新年のご挨拶

女性部会

部会長 河内 正子



新年明けましておめでとうござい  
ます。平素より女性部会の活動に対  
し、格別のご理解とご協力を賜り心  
より御礼申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸をお祈り申  
し上げ新年のご挨拶といたします。

昨年は、研修事業をはじめ、子ど  
もたちへの租税教育活動の一環とし  
て「小学生租税教室」、「税に関する  
絵画・絵はがきコンクール」の事業  
活動を、上野原支部の皆様のご協力  
により実施いたしました。子どもた  
ちの自由な発想と力強い作品に触  
れ、改めて税の大切さを伝える活動  
の意義を感じました。

また、都留支部担当による福祉施  
設への慰問活動は、入所者の皆様と  
心温まる交流の時間を持つことが出  
来ました。特にコーラス部の皆様の  
ご協力を頂き、歌声を通して施設の  
皆様の笑顔に触れることが出来たこ  
とは、大変貴重な機会となりました。  
これらの事業活動を通じて得られま

した、子どもたちの伸びやかな作品  
や、施設入所者の皆様の温かい反応  
は、私たちの活動を支える大きな励  
みにもなっています。

本年も、女性ならではのきめ細や  
かな視点を大切に、学びと交流、そ  
して、社会貢献につながる活動を進  
めて参ります。会員の皆様とともに、  
明るく参加しやすい部会づくりに努  
めて参りますので、引き続きお力添  
えを賜りますようお願い申し上げま  
す。



## 令和7年度 納税表彰

令和七年十一月十七日(月)ハイラン  
ドリゾートホテル&SPAに於いて、  
大月税務署主催による納税表彰式が  
挙行され、税務行政全般に尽力され、  
功労のあつた方々に表彰状並びに感  
謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を  
以下ご紹介致します。受彰者の皆様  
おめでとうございます。心よりお祝  
い申し上げます。

関係民間団体長会会長感謝状		署長感謝状	
理事	常任理事	常任理事	常任理事
理事相当	(株)ツルタ	鶴田みさ子 様	尾形 直 様
富士急行(株)	宮下 崇 様	渡邊 良孝 様	鶴田みさ子 様
(富士エコトープミレニアム)	相生 光晴 様	天野 統一 様	(株)尾形製作所 尾形 直 様
規予	小林 大希 様	登り坂石油(株)	天野 統一 様
女性部会幹事	石井 清子 様	富士急行(株)	渡邊 良孝 様
(株)丸大産業	小林 大希 様	相生 光晴 様	鶴田みさ子 様
規予	石井 清子 様	天野 統一 様	小山田可能子 様



式辞 松田泰尚 大月税務署長



祝辞 山口照義 大月法人会長



大月税務署長表彰



テクト(株)  
宮下 崇 様



(株)ツルタ  
鶴田みさ子 様



(株)尾形製作所  
尾形 直 様



富士急行(株)  
相生 光晴 様



浜野屋ティートラスト 廣  
天野 統一 様



登り坂石油(株)  
渡邊 良孝 様



規予  
石井 清子 様



(株)丸大産業  
小林 大希 様



富士エコトープミレニアム  
小山田可能子 様



受彰者代表謝辞 鶴田みさ子 氏

(5)



関係民間団体長会会長感謝状



大月税務署長感謝状



記念講演 講師：都築富士男氏



式典 斎藤保 全法連会長 挨拶



高知城にて



大会会場にて

## 第四十一回法人会全国大会「高知大会」

## 第三回正副会長会

令和七年十月二十四日(金)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。審議事項については、全項目原案通り承認されました。

### 審議事項

- 一、令和七年度関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者の推薦について
- 二、令和八年新春講演会・新年賀詞交歓会開催について



正副会長会

## 報告事項

一、令和七年度上期事業報告及び代理  
理事事・業務執行理事の職務執  
行状況について

二、令和七年度上期会計報告について

三、公益法人制度への対応について

四、令和七年度第三十九回全国青年  
の集い山梨大会について

五、今後の主要事業について

六、会員状況及び会員増強について

七、福利厚生制度の推進について

八、研修事業関係について

九、令和八年度税制改正に関する提  
言について

十、大月法人会だより「かつら川」  
第一九二号発行について

十一、健康経営委員会への取組ついて

十二、令和七年度未納会費について

十三、その他



理事会

## つる産業まつり打合せ

十月一日(水) 大月税務署

## 関係民間団体事務局長会

十月八日(水) 大月税務署



## 関係民間団体事務局長会

十月二十日(月) 大月税務署

## 都留支部総会・税務研修会

九月五日(金) 山一



## 大月支部総会・税務研修会

十一月二十八日(金) 大月商店街協同組合会議室

## 富士吉田・河口湖支部 合同セミナー

十月二十七日(月) ハイラン드리ゾートホテル&スパ



税務研修会 講師：杉沼遼太郎氏

## 支部活動報告

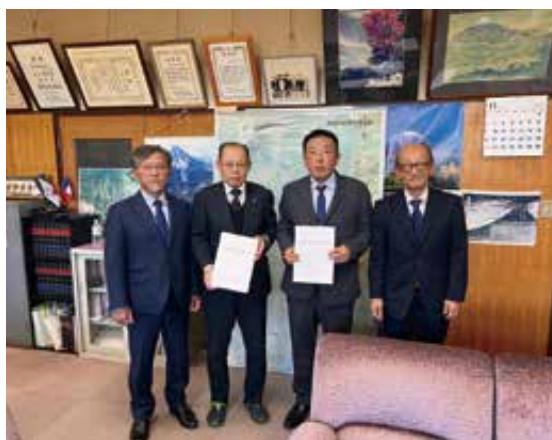
(7)



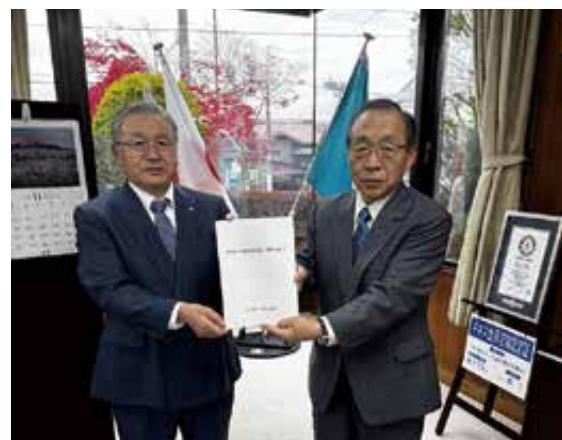
意見交換会



特別講演会 講師：室山哲也 氏



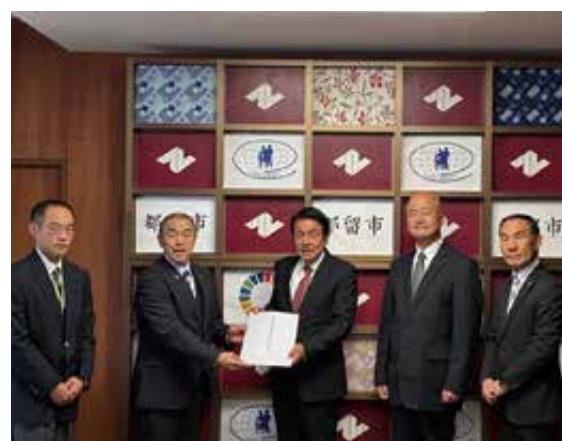
税制改正提言書提出  
十一月二十日(木) 鳴沢村役場



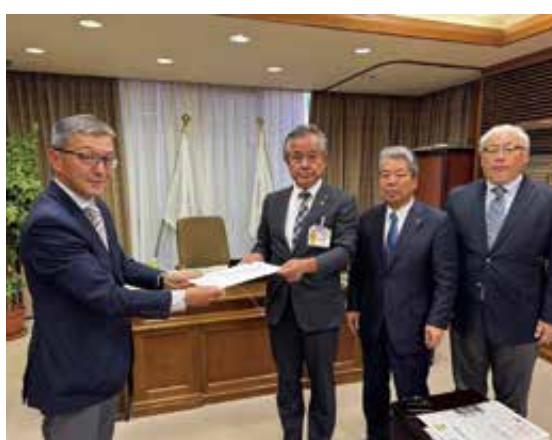
十月三十日(木) 忍野村役場



税制改正提言書提出  
十一月二十八日(金) 上野原市役所



十一月五日(水) 都留市役所



税制改正提言書提出  
十一月二十八日(金) 大月市役所



十一月十八日(火) 富士河口湖町役場

税制改正提言書提出

税制改正提言書提出

税制改正提言書提出

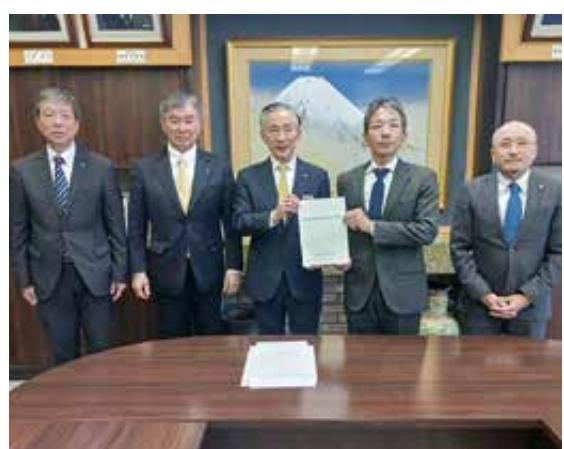
# 税制改正提言書提出

十一月二十八日(金) 富士吉田市役所

## 青年部会活動報告

### 第四十一回 「高校生の税に関する標語」

四十一回目となる当該事業を今年度は富士吉田支部にて担当いたしました。



#### 富士急グループ部会・税務研修会

十一月二十五日(火)  
ハイランドリゾートホテル&スパ

多くの作品に「未来」という言葉が用いられ、将来への希望と支えあいの大切さを高校生が実感していました。

担当支部役員による粗選、さらに青年部会員による二次選考にて六十点に絞り、最終選考会で三十一点の優秀作品を選定させていただき、去る十一月十三日に表彰式を執り行いました。本事業の実施に当たりまして、各校の生徒さん並びに先生方の多大なご理解とご協力、そしてご後援いただきました大月税務署、富士吉田市、東京地方税理士会大月支部の皆様に改めて感謝申し上げ、事業報告とさせていただきます。

青年部会富士吉田支部長 河野大介



富士吉田市長賞



大月税務署長賞



青年部会長賞



大月法人会長賞



東京地方税理士会大月支部長賞

# 令和7年度 第41回 高校生の税に関する標語 入賞作品

## 大月税務署長賞

巡る税 整う社会 故郷へ

ひばりが丘高校 二年次 山中 佑姫

## 富士吉田市長賞

e-Tax 指先ひとつで つなぐ未来

吉田高校 三年 渡邊 龍広

## 東京地方税理士会大月支部長賞

税金で 守る安心 未来まで

富士学苑高校 三年 牛田 大雅

## 大月法人会長賞

税金で 想い描こう 国の未来

吉田高校 一年 湯山 大雅

## 大月法人会青年部会長賞

税金で 未来を創る この手から

富士学苑高校 二年 細矢 瑞奈

## 金賞

納税で 未来を子どもに TAXんだ

吉田高校 三年 小俣路羽磨

まずは知る 税金の意義 創る未来

ひばりが丘高校 二年次 大谷 愛

## 銀賞

地球のため 未来のために 納税を

富士学苑高校 一年 大森 理愛

税を知り 未来へ繋ぐ バトンパス

ひばりが丘高校 一年次 小林 秀次

## 銅賞

税金は 将来でらす 灯火だ

富士学苑高校 一年 川村知杜莉

自分のため 未来のための 納税を

税金は 未来を作る 1ピース

## 入選

快適な 未来へ投資 消費税

吉田高校 三年 佐藤 由規

良い未来 築く僕らの 税金で

吉田高校 二年 松尾 啓佑

税金を 賢く使い 未来へと

吉田高校 三年 堀内 優斗

未来へと 託す想いを 納税へ

吉田高校 一年 佐藤 奏音

税金は 明るい未来への 貯金箱

富士学苑高校 一年 渡邊 敦人

税金で 整う道路と 未来の社会

富士学苑高校 二年 勝俣 紘

税金は 未来へつなぐかけ橋だ

富士学苑高校 二年 伊藤小都音

築こうよ 自分の未来 税金で

富士学苑高校 二年 渡部官兵衛

税金を 納めて貢献 社会人

ひばりが丘高校 四年次 石田 紅羽

税金を 知つておこうよ 明日のため

ひばりが丘高校 二年次 白須 柚帆

## 佳作

税金は あなたの未来 支えてる

吉田高校 三年 渡邊 幹太

税金は あなたの未来 支えてる

吉田高校 三年 小林 空莉

未来への バトンを繋ぐ 税金で

吉田高校 三年 伊藤 千裕

良い未来 みんなでつくるう 税金で

吉田高校 三年 萱沼 凜

未来への バトンを渡そう 税金で

富士学苑高校 一年 三浦 夢咲

税金は みんなの未来 支えてる

富士学苑高校 一年 桑原 権夏

税金で 豊かな未来に していこう

富士学苑高校 一年 中村優里奈

納めよう 明るい未来 税金で

富士学苑高校 一年 羽田 悠人

納めよう 未来をつなぐ その一步

ひばりが丘高校 二年次 佐々木まひろ

みんなより 知つておこうよ 税知識

ひばりが丘高校 二年次 小林 彩乃

**標語・絵画・絵はがき最終選考会**

十月十四日(金) 大月法人会館



標語 税務署展示



表彰式受賞者記念撮影



税に関する標語選考



最終選考会 山口法人会長挨拶



主管：三島田方法人会青年部会

十月十四日(火)  
富嶽はなぶさ  
**第十一回環富士山交流会**



税に関する絵画選考



**青年部会員増強表彰**

# 第三十九回

## 法人会全国青年の集い 山梨大会

### 第三十九回

#### 法人会全国青年の集い

#### 山梨大会を終えて

宿泊・エクスカーション・  
交通担当委員会

委員長 小林 大希

二〇二三年九月二十五日に開催された「法人会全国青年の集い 山梨大会」実行委員会の設立式を皮切りに、幾度となく会議と打ち合わせを重ね、二年以上の準備期間を設けて開催された山梨大会は、三日間に渡つて晴天に恵まれ、全国各地から約一九〇〇名の会員が一堂に会すことで盛大のうちに幕を閉じました。

我々、宿泊・エクスカーション・交通担当委員会はその名の通り、宿泊場所の選定と案内、富士桜カントリー俱乐部でのゴルフコンペの設営、甲府駅や各会場からバスで移動する際の交通案内や時間帯・台数の管理、また、乗用車で会場を訪れる会員の交通案内を行いました。準備は万全な状態ではありましたが、それ

でも想定外の事象は幾つか起きてしまったのです。しかし、宮下部会長、そして、各支部長をはじめとする大月法人会青年部の皆さま、また、小笠原専務理事をはじめとする事務局の皆さまの献身的なサポートおかげで滞りなく職務を全うすることができました。大会一日目には女性部会の皆さまにVIP誘導をご快諾いただけたこと、大変嬉しかつたです。

ここで、青年部会という限られた時間の中で、一度しか経験することのできないはずの山梨大会を成功に導くべく、ご尽力いただいた全ての皆さまに感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。各会場から次の場所に移動する、また、帰路に就く全国の部会員から、日々に感謝や労いの言葉をいただけたことは今までの時間が報われる瞬間でした。この貴重な大会の委員長にご拼命いただけたことに改めて感謝を申し上げ、委員長所感とさせていただきました。

十一月六日(木) 山一



決起大会



役割等説明会

1日目【11月20日(木)】会場：YCC県民文化ホール



## 1日目【11月20日(木) 会場: YCC県民文化ホール

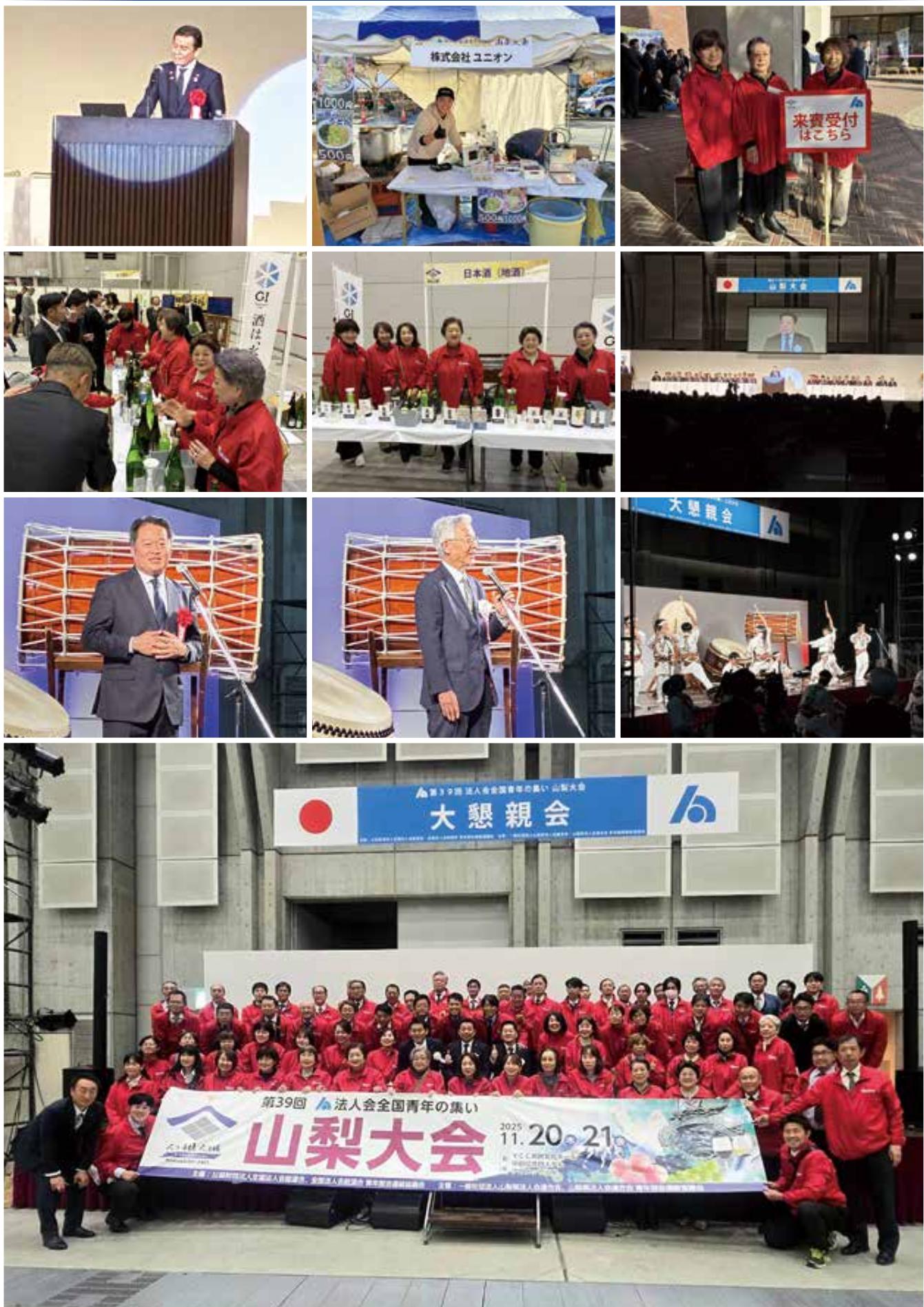


(13)

2日目【11月21日(金)】会場：アイメッセ山梨



## 2日目【11月21日(金) 会場：アイメッセ山梨】



## 3日目【11月22日(土)】会場：富士桜カントリー倶楽部



**県内四法人会共催少年サッカー教室・税金教室**

九月二十日(土)

J-TRIサイクリングスタジアム



税金教室



開会式 県連関会長挨拶



ヴァンフォーレ甲府選手によるサッカー教室



親子税金教室（税の講話）



親子税金教室（税金クイズ）

**少年野球大会・親子税金教室**

十月二二日(日)

忍野中学校



野球大会 試合



野球大会 開会式

## 少年野球教室

十一月八日(土) 大月東小学校校庭  
講師：野村弘樹氏（元横浜ベイスターズ）



## 青年部会・女性部会年末特別研修会・チャリティー

十二月一日(月) ホテル鐘山苑



チャリティーアトラクション：土屋きよ美 氏 (語り)

講師：大月税務署 法1統括官 辰野美喜江 氏



十二月八日(月)

都留市社会福祉協議会

## 青年部会・女性部会 チャリティー収益金寄附



チャリティーアトラクション：志村時江 氏 (舞踊)

# 令和七年度 大月市社会福祉協議会 会長感謝状贈呈式

十一月二十四日(月) 大月市民会館



## 感謝状

公益社団法人大月法人会 賀

貴社は常に社会福祉に深い理解  
をもたれこの度多額の金品を寄贈  
され大月市社会福祉の発展に寄与  
された功績は多大であります  
ここに第五十回大月市地域福祉  
推進大会の開催にあたり感謝の  
意を表します

令和七年十一月二十四日

大月市社会福祉協議会  
会長 白川 恵子

## 令和8年新春講演会・新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時：令和8年1月20日(火) 14:15受付開始
- 場 所：ハイランドリゾートホテル&スパ
- 新春講演会：15:00～16:00 【講師】大月税務署長 松田 泰尚 氏  
【演題】「国税今昔話」
- 賀詞交歓会：16:30～18:20
- 会 費：7,000円 (新春講演会のみの方は無料)

### 女性部会活動報告

## 令和七年度小学生による 「税に関する絵画コンクール」

前号の「かつら川」にて報告の通り、女性部会上野原支部担当による当該事業も終盤となり、絵画は上野原小六十四点、絵はがきは上野原小、西桂小、禾生第一小の三校より合計二百五点の応募がありました。租税教室で学んだ成果も見られ、税をテーマに思い思いに描いた子供たちの作品を見て、当該事業の意義と事業に携わる機会を頂きました事への喜びを深く感じました。

九月十一日に支部による一次選考、二十五日には女性部会役員による二次選考を経て、十月二十四日、ご後援を頂いた大月税務署長、上野原市長（代理）、税理士会大月支部長をお招きして、最終選考会を開催し、絵画、絵はがき共に特別賞九点を含めて全二十九点の入賞作品が決定いたしました。選考に当たつては、いずれも甲乙つけがたい作品で、毎年のことながら選考者の頭を悩ませておりました。



絵画 大月税務署長賞

各校へ出向き表彰式を執り行い、松田大月税務署長、河内女性部会長から一人ひとりに賞状と副賞が手渡され、受賞後の記念写真撮影では子供たちのはにかみながらも嬉しそうな笑顔がとても印象的でした。  
結びに貴重な夏休みの時間に、テーマを考えながら、作品を描き応募下さいました先生方、本当にありがとうございました。また大月税務署始め関係各位のご理解とご協力に対しうございました。衷心より深く感謝申し上げます。

女性部会上野原支部長 土屋きよ美

(19)



絵画 東京地方税理士会大月支部長賞



絵画 上野原市長賞



絵画 税務署展示



絵画 表彰式受賞者記念撮影（上野原小学校）

佳

入

大月税務署長賞  
上野原市長賞  
東京地方税理士会大月支部長賞  
大月法人会長賞  
大月法人会女性部会長賞

令和七年度大月法人会女性部会主催  
第二十七回小学生の税に関する絵画コンクール入賞者

作

選

上野原小学校

六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六  
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年  
園落奈奈藤氏加倉原岩原石長菅中石守野杉原尾長村上安市秦溝小  
田合良良本家藤田田田井田瀬島井屋崎本形田上條藤村野木島  
華清碧ゆづ聖澄喜健千琉莉陽は大な颯結椿歩吏理大詩愛結爽  
梨翔斗り馬隆春由正里生央葵か也さ祐斗季花菜花夢晴歩子衣詩健

# 小学生の税に関する絵画コンクール入賞作品 特別賞

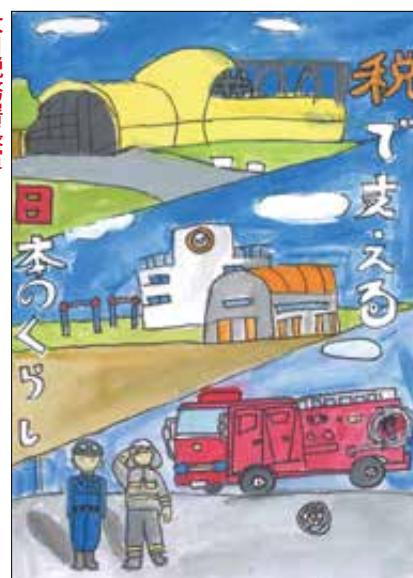
上野原市長賞

上野原小学校 6年 溝呂木 爽詩



大月税務署長賞

上野原小学校 6年 小島 健



大月法人会長賞

上野原小学校 6年 市村 愛子



大月法人会女性部会長賞

上野原小学校 6年 上條 大晴

大月法人会女性部会長賞  
上野原小学校 6年 安藤 詩歩

大月法人会女性部会長賞

上野原小学校 6年 尾形 吏緒菜



大月法人会女性部会長賞

上野原小学校 6年 長田 理利花

大月法人会女性部会長賞

上野原小学校 6年 村上 夢



税

(21)



## 絵はがき 表彰式受賞者記念撮影 (禾生第一小学校)



## 絵はがき 大月法人会長賞



絵はがき 山梨県連優秀賞



絵はがき 表彰式受賞者記念撮影（西桂小学校）



## 絵はがき 東京地方税理士会大月支部長賞



絵はがき 大月税務署長賞

佳

入

山梨県連優秀賞  
大月税務署長賞  
東京地方税理士会大月支部長賞  
大月法人会長賞

作

三

令和七年度大月法人会女性部会主催  
**第十五回小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞者**

池井岩櫻石奧新久滝秦持渡上小倉滝野内中長加下白安小安齊芦雨  
谷上田井井脇田田口野田部條島田口崎藤野田藤重鳥藤林富藤澤宮  
陽結千稀棕寧一春朝結光 大 喜愛結光 くる理有そ心詩希彩和璃  
斗愛里唯介々博香結衣郎濬晴健由乃斗来み花桜ら春歩春乃花彩暖

## 小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞作品 特別賞



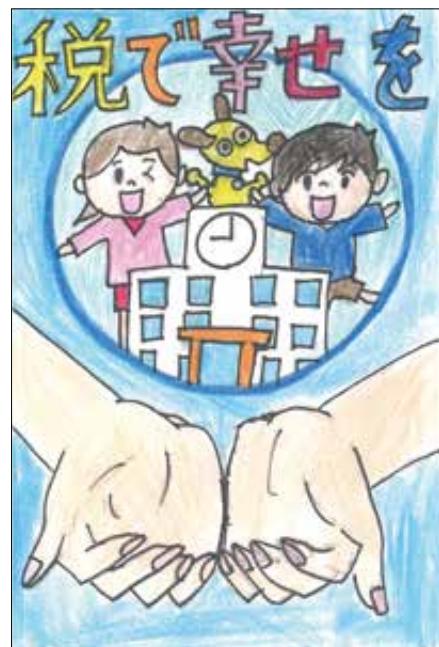
東京地方税理士会大月支部長賞

西桂小学校 5年 齋藤 和花



大月税務署長賞

西桂小学校 5年 芦澤 璃々彩



山梨県連優秀賞

禾生第一小学校 6年 雨宮 暖



大月法人会女性部会長賞

禾生第一小学校 6年 小林 希春



大月法人会長賞

禾生第一小学校 6年 安富 彩乃



大月法人会女性部会長賞

西桂小学校 6年 加藤 有桜



大月法人会女性部会長賞

禾生第一小学校 6年 下重 そあら



大月法人会女性部会長賞

禾生第一小学校 6年 白鳥 心春



大月法人会女性部会長賞

上野原小学校 6年 安藤 詩歩

## 女性部会役員会

九月二十五日(木) 大月法人会館



## 絵画・絵はがき第一次選考会

九月十一日(木) ハリカ上野原



## 女性部会上野原支部会議

八月二十八日(木) グリーンテラス



## 第二十二回施設慰問活動

九月三日(水) 介護福祉施設「回生荘」



## 女性部会大月支部会議

九月二十三日(火) 赤レンガ



## 河口湖支部合同税務研修会

十一月十一日(火) 川越方面



# 第十九回全国女性フォーラム「北海道大会」

九月十八日(木) 札幌パークホテル



## 上野原支部バザー

十一月二十四日(月) 上野原市役所



## 上野原支部施設慰問活動

十一月十一日(木) 平成福祉会フェリーチェ上野原



## 都留支部バザー収益金寄付

十一月八日(月) 都留市社会福祉協議会



## 上野原支部バザー収益金寄付

十一月八日(月) 上野原市社会福祉協議会



# 都留支部バザー（いのつる産業まつり）

十月二十六日(日) 谷村第一小学校校庭

## その他の活動報告

### 組織・厚生合同委員会

九月九日(火) 小アル鐘山苑



### 研修委員会主催セミナー

九月二十五日(木) 大月法人会館



### 税制・研修合同委員会

九月十一(日) 大月法人会館



### アフラック主催「健康セミナー」

九月十二(金) リッチダイヤモンド総合市民会館  
作川圭一



### 総務委員会

九月二十四日(水) 大月法人会館



### つる産業まつり2025

十月二十六日(日) 谷村第一小学校校庭



### 広報委員会

十一月五日(水) 大月法人会館



## 広報誌封入作業

八月二十九日(金) 大月法人会館



### 東京国税局幹部との意見交換会

十二月三日(水) 古名屋ホテル

## 決算法人説明会

九月十八日(木) 大月法人会館

十一月十八日(火) 大月法人会館



### 県連理事会

十二月四日(木) ベルクラシック甲府

## 新設法人説明会

九月十九日(金) 大月法人会館

十二月十八日(木) 大月法人会館



### 県連専務理事 事務局長会議

十二月十一日(金) 甲府法人会館

### 県連正副会長会

十月三十日(木) 甲府法人会館



## 新入会員紹介

### ○有限会社サンベイズ

(富士吉田市竜ヶ丘一―十一―)

代表取締役 権正かおる

### ○月見電工

(都留市境四三三一―)

代表者 月見 秀治

### ○株式会社プロム

(富士河口湖町河口四四六一―)

代表取締役 外川ゆかり

### ○株式会社 SEEED

(南都留郡忍野村内野四七七八)

代表取締役 米山 鉄夫

### ○いろは建設株式会社

(南都留郡忍野村忍草三〇四三一―)

代表取締役 大森 康陽

# 二〇一六年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部

部長 小柳哲史

昨年2025年は、陰陽五行において「古い慣習といった様々な抵抗に屈することなく、新境地を目指す」というような意味がある「乙巳（きのと・み）」にあたる年でした。県内においては、人手不足が深刻化するなかで、人材の維持・確保の観点から多くの企業が賃上げを実施しました。それに伴い、原材料やエネルギー価格、人件費などコスト上昇分に関する価格の転嫁について、取引先と粘り強い交渉を行う姿もみられました。このように雇用・所得環境が改善する一方で、長引く物価高に伴う生活防衛意識の高まりから個人消費が力強さを欠いたほか、米国関税引き上げによる先行きへの不透明感が強まるなかで、生産面でも機械工業で弱い動きが続くなど、全体としては回復実感の乏しい年であつたと思われます。

今年の県内景気を展望しますと、生産面では、半導体製造装置など機械工業が増産に向かうと期待されることや、設備投資が持ち直しに向かうなか、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策などを通して個人消費

も増加基調で推移していくと見込まれることから、全体としては緩やかな回復に向かうとみられます。

項目別にみると、個人消費は、人材の維持・確保や従業員のモチベーション向上を図るために、賃上げに取り組む企業の拡大が見込まれ、消費マインドの改善を通して、緩やかに上向くと考えられます。

設備投資は、増加基調に転じていくものと考えられます。外需の不透明感が重石となるものの、人手不足やデジタル化、脱炭素への対応と、いつた中長期的な課題解決に向け、設備投資に取り組む企業が増加するとのみられます。なお、山梨中央銀行が実施した「山梨県内企業経営動向調査」の2025年度下期（25年10月～26年3月）の設備投資計画においても、実施予定率、投資額ともに前向きな姿勢が窺われます。

生産面をみると、機械工業では、生成AIを搭載したスマートフォンやパソコンの需要が高まるなかで最先端半導体向け製造装置が増勢を強めています。また、電子部品・デバイス、産業用ロボット

などが引き続き堅調に推移するとみられるほか、自動車向け部品も、米国の関税政策の不確実性が和らぐなかで上向いていくと期待されます。

また、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、物価高や国内需要の伸び悩みから、厳しい局面が当面続くと考えられます。新製品開発に注力することや、顧客ニーズを捉えた自社ブランドの構築などに取り組むことで、新たな需要の取り込みが可能となると考えられます。

なお、観光関連をみると、中国人観光客の動向など不安要素はありますが、全体では、国内外の観光客の更なる増加が見込まれ、県内各地で賑わいが続くと期待されます。

さて、陰陽五行によると、2026年は、「丙午（ひのえ・うま）」になります。「丙」には、明るい機運（陽氣）が高まるが、同時に衰退が始まること、という意味があります。また、「午」には、陽気が下から上に突き上げて出ようとしている姿を表し、逆らうという意味があります。このため、「丙午」は、「昔からの慣習や

しきたりを打ち破るような、革新が起こる」年ということになるでしょうか。

2025年は、20年ぶりに日本万博が開催され、多くの観光客で賑わったほか、日経平均株価が史上初の5万円に到達するなど、明るい話題が多くなったように思います。2026年も日本勢の活躍が期待できる国際的なスポーツのイベントが続き、更なる飛躍が望まれる年になります。新しい年は、「龍馬（りゆうめ）」の躡（つまづ）きを恐れず、「天馬空を行く」ように、既成概念にとらわれることなく、新たなことにチャレンジしていく年にしたいものです。

※竜馬の躡き…どんなに優れた人でも時には失敗することがあるという意味

※天馬空を行く…天馬が空をかけるように、自由な発想や行動をするという意味

# 令和八年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

## △はじめに

我が国経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの国際的な価格高騰を契機にして円安も加わって輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価も年率2%を超える水準で推移している。デフレ期からインフレ期への転換期に突入し、国民生活や産業に大きな影響を与えてある。日本銀行は昨年3月に異次元の金融緩和を終了し、金融市场は「金利のある世界」に回帰した。今後の物価動向などによってはもう一段の金利上昇も見込まれている中で、米国のトランプ関税の影響もあって日本経済の行方を不透明にしている。

こうした経済環境の変化に伴い、政府・与党の経済・財政運営も見直しを迫られている。国民生活を支える物価高対策は必要だが、これまでのように国民一律に支援するばかりまき型ではなく、生活に困っている世帯に対象を限定した上で、手厚く支援する実効的な対策が求められる。そのためには安定した財源の確保に加え、マイナンバーを活用するなどして世帯の所得を正確に把握できるような仕組みの構築も欠かせない。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的な課題である。自律的な経済成長を促すための新たな戦略が求められている。しかし、今年7月の参院選において与党は国民1人当たり2万円の給付を打ち出し、野党各党は消費税減税を公約に掲げた。いずれも支援対象を限定せず、国民一律に支援する仕組みである。その財源に関しては、責任ある財源論は聞かれなかつた。特に社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴つて社会保障給付に対する財政需要が高まつてい中で、物価高対策として適切な政策と言えるのだろうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなる。こうした点からも与野党で税と社会保障

を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めを考える必要がある。

世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められる。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上の手不足が深刻化する中で、中小企業は物価上昇を上回る高い賃上げを要請されており、優秀な人材を確保する観点からも防衛的な賃上げを迫られている。賃上げ原資を確保するには、適正な価格転嫁など取引慣行の是正は喫緊の課題である。また、円滑な事業承継の実現に向けた政策的な後押しさは、地域経済の活性化を促すためにも欠かせない。

## △基本的な課題▼

### I. 税・財政改革のあり方

世界が新型コロナウイルスの影響から脱した後、日本の社会経済も以前の情景に戻った。ただ、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことで、国と地方を合わせた長期債務残高は今年度末で1,300兆円を超えて、国内総生産(GDP)の2.1倍の水準まで悪化する見通しだ。すでにコロナ禍前の段階で日本の債務残高は主要先進国の中でも最悪の水準に達していたが、緊急的な財政出動を経てさらに財政事情が悪化したことには留意しなければならない。

石破茂政権が本年6月に閣議決定した「経済・財政再生計画」において、2030年度までの引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退させることがなく、着実な実行が求められる。

### 1. 財政健全化に向けて

#### (1) 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一體的改革を進めることが重要である。

#### (2) 政府は「子ども・子育て政策」として、2028年度までに総額3・6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せで徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、「賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、『実質的な負担増はない』」と説明した。

#### (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剩余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」とことにしており、その実施時期は不透明である。

#### (4) 安定財源の確保が重要である。

### (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、

「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保険料と税の一体改革では「消費税率引き上げによる增收分を含む消費税収は、全て社会保険財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざる

ただ、7月の参院選後には、積極財政を求める野党の講席が大きく伸びたことで財政健全化に向けた取り組みが停滞するとの見方が浮上し、長期金利が上昇(債券価格は下落)して一時も金利の上昇が続けば、過去の借金の利払いなどに充てる国債費も増えて財政を圧迫しかねない。実際に英国では3年前、当時のトマス首相が国債等を財源とする大規模減税を表明したことで金融市场が動搖し、債券と為替、株式がトリップ安となる「トラス・ショック」が起きた。日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市场の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければ

ならない。団塊の世代すべてが後期高齢者となり、令和6年度に約138兆円だった社会保障給付費は、高齢者人口がピークを迎える2040年には190兆円に達する見込みである。社会保障給付費が膨らむ中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」も重点化・効率化することで可能な限り抑制する取り組みが欠かせない。

社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「其助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

中小企業は物価高騰の中でも物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1)いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対するは労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることとしている。ただ、いずれも一時的な措置にとどまており、安定的な制度の構築が求められる。

(2)公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源

に充當する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられており。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の運用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3)少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなつたが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しております。与野党による精緻な議論を求める。

(4)医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保険給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等 政治資金の問題については、政治資金規正

法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。現在も半導体や宇宙分野などの基金には水膨れが指摘されている各種の政府基金については、中長期的な政策課題などに対応するために予算計上された資金を貯めておき、複数年度にわたって支出する仕組みとしてはいる。現在も半導体や宇宙分野などの基金には多額の予算が拠出されているが、これらの基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちである。政府は基金に計上する予算は費用の3年分を目途とし、追加する場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたって使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正な基金運用に努めるべきである。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削つて行政改革を推進しなければならない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1)国・地方における議員定数の大膽な削減化。以下のような精神に基づき、自ら身を削つて行政改革を実行するよう強く求められる。

(2)歳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(3)「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省が管轄する独立行政法人の無駄の削減。官業に対してP-DCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチャック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

#### 4. マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によ

るDX（デジタル・トランസ്ഫｫर्मेशン）の基盤となる。マイナンバーカードの保有率は令和7年7月現在で79.2%まで高まったが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は同年6月現在で30.64%にとどまるなど、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難いのが現状である。政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「e-LTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和7年3月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になつたり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。

なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。これまで手数料等が割安になつたり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。

それぞれ異なる有効期限が設定され行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

行政窓口で更新手続きをする必要がある。この重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

世帯間の公平性を確保する観点からも、そうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。

さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護

等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

## 5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の創出に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

## II. 経済活性化と中小企業対策

新型コロナウイルス禍の影響から脱し、日本経済は正常化に向けて歩み始めているが、地域経済と雇用を支える役割を担う中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。全国的に人手不足が深刻化する中で着実な賃上げを求められており、今年の春闇の中小企業における賃上げ率は昨年を上回った。最低賃金もここ数年、大幅に引き上げられる傾向が続いている。すでに中小企業の労働分配率は大企業に比べて相当高い水準に達しておる、政府が目標に掲げるような物価上昇を上回る賃上げを継続し、賃上げ原資を確保するためには生産性の向上などに資する政策的な支援に加え、原材料費や光熱費、そして人件費を含めたコストの適正な価格転嫁を促すなど、取引環境の整備が不可欠である。

その実効性をさらに高める狙いがある。改正法の趣旨を徹底するためには、公正取引委員会や中小企業庁など当局が連携し、取引状況などを厳しく監視することが必要である。中小企業の資金繰りを圧迫する要因ともなつていた約束手形による支払いも禁止された。政府は26年に約束手形の廃止を目指して

おり、適切な運用が求められる。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を行後押しする必要がある。

## 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な柱である。日本が将来にわたって存続し、存在感を發揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるよう税制措置を強く求める。

### (1) 法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施され、また、米国のトランプ関税が日本経済に対してもどのような影響を与えるかを慎重に見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

### (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度に引き上げること。

### (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行なう必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化することと、①中小企業投資促進税制については、対象

設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができる。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇したこと等を踏まえ、取得価額要件を

30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となることと同様に適用期限を延長すること。

③ なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられ、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

④ 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となつていることから適用期限を延長すること。

⑤ 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廢止を含めて抜本的に見直すこと。

**2. 事業承継税制の拡充**

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができる。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを前提に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国

の事業承継税制は、あくまで納税を猶予（先延ばし）するだけの限定期的な措置にとどめることとなる。

まつており、本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は(2)取引相場のない株式の評価(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(1) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方にについて、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行つていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く、適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること

**3. 消費税への対応**

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

(1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直すとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) また、小規模事業者に対する納稅額に係る負担軽減措置（2割特例）について、適用期限は令和8年9月末日までとなっている

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く、適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納稅猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること

が、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。  
(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴つてより重要な課題となつている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

### III. 地方のあり方

総務省が発表した令和6年10月時点の人口推計によれば、我が国の総人口は1億2,380万2千人と前年に比べて55万人減り、14年連続で減少を記録している。しかし、都道府県別の人団動向を見ると、コロナ禍の影響を脱した東京都の人団は、他地域からの人口流入によって3年連続で増加して約1,417万人となつた。都道府県単位で前年よりも人口が増えたのは東京都と埼玉県だけにとどまり、地方を中心に入団減少が進んでいられるのが現状である。

本格的な人口減少社会に突入する我が国では、地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。こうした中では周辺の自治体が広域連合を形成し、インフラの共同管理や補修に取り組むなど、これまでの自治体単位の仕組みにとらわれない地方社会の構築が問われよう。同時に国と地方の役割分担も見直しそれぞれの特色ある。

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな市場技術やビジネス手法を開拓していくしかねば、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

**IV. 自然災害への対応**

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに對して実効性のある措置を講じるよう求められる。

また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立つた適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向け取り組まなければならぬ。

日本は災害立国であり、近い将来には南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも予想されている。そうした災害で中小企業が長期にわたって事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理と

**(1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2・0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少するふれられた。将来的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。**

地方創生を巡つては、利用状況が低調な地方創点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

**(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。**

**(3) ふるさと納稅について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納稅することとは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納稅者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。**

**2. 環境問題への対応**

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンブライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国など世界共通の重要な課題であるが、その費用負担についても冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンブライシング導入の政策効果のほか、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担の緩和等について今後、継続的に検証する必要がある。

**3. 税制教育の充実**

税は國や地方が國民に提供する公共サービスの対価であり、國民全體で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも國民が十分に理解しているとは言えない。

学校教育はもとより、社會全体で租稅教育をすることが必要である。しかし、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも國民が十分に理解しているとは言えない。

して、B.C.P（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

# 大月税務署からのお知らせ

## 確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

### 必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
  - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
  - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
 

スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

### 確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」  
で検索または  
こちらから↓  
  
推奨ブラウザ  
  
 Safari  
 Google Chrome

### マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル  
連携の詳細は  
こちらから↓  
  
  
アプリ  
「マイナポータル」  
  


## 税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

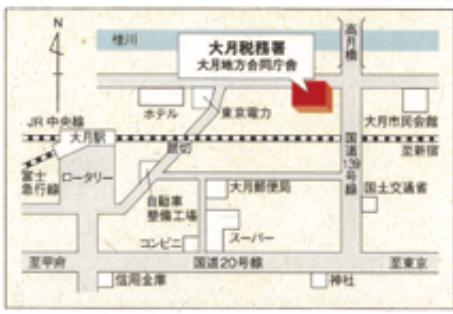
期 間	会 場	所 在 地
令和8年2月4日(水)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津1700
令和8年2月5日(木) 令和8年2月6日(金)	富士吉田市民会館 3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23
令和8年2月9日(月) 令和8年2月10日(火)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原3832
時 間	対 象 者 <sup>(注1)</sup>	事 前 申 込
午前10時から12時まで 午後 1時から 3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 <sup>(注2)</sup>	<p>○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。</p> <p>○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月13日(火)から可能となります。</p> <p>詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。</p> <p>○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。</p> <p>○ オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、 【050-1792-4600】 (受付時間：平日午前10時～正午、 午後1時～午後4時)へお願いします。</p>
そ の 他		<p><b>事前申込サイト</b></p> <p>下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。</p> <p>無料申告相談専用 LINE事前申込</p> <p>Web事前申込</p>  
○ 持ち物は、裏面の「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただき、東京国税局業務センター甲府分室宛に郵送でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。		

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

## 確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	大月税務署 3階	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】午前8時30分から午後4時まで 【相談】午前9時から午後5時まで
必要なもの		案内図	
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。 ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) - 利用者証明用電子証明書(数字4桁) - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)		 マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら	
③ スマートフォン  ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類		 <p>※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。</p>	
オンライン事前予約			
<b>確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。</b>  ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。 ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。 ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。		<b>オンライン事前予約はLINEから！</b>  LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。	
1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方			
事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。			

**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！**

**有効期限**

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

**失効**

- 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール
証明書の選択
パスワード入力
有効性の確認
確認結果



JPKIMobile

アプリはこちらから

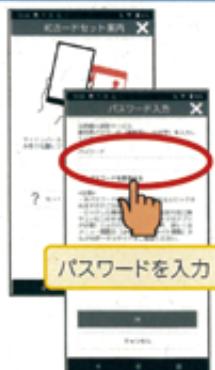
iPhone  Android 

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc. の商標であります。iPhoneの名称は、その他の会社の商標又は登録商標です。Androidの名称は、Google LLC の商標又は登録商標です。

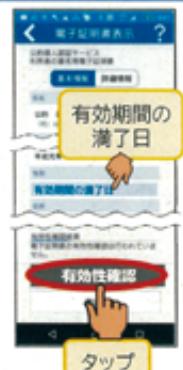


自分の認証情報を確認

署名用電子証明書を選択



パスワードを入力



有効期間の満了日

有効性確認

タップ



有効性確認結果：「有効」

※公的個人認証サービスセンターと連絡を行うため時間がかかることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市町村で手続を行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒400-8051 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎  
東京国税局業務センター甲府分室

【問合せ先】〒401-8502 山梨県大月市御太刀2-8-10 Tel 0554(22)3151(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

# 確定申告は マイナポータル連携に お任せください



## マイナポータル連携には こんなメリットが...



医療費の領収書等の  
**収集や集計が  
不要**



確定申告書の  
該当項目へ  
**自動入力**



書類の  
**管理・保管が  
不要**

- ✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
- ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
- ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、今年は、よりスムーズだった

利用した方から  
感動の声も続々！



## マイナポータル連携の対象はこちら

### 収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

### 控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ 社会保険(国民年金保険料等)※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係

など

マイナポータル連携  
の詳細はこちら



連携に対応している  
証明書発行企業等はこちら



代理人登録の  
詳細はこちら



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください



国税庁 法人番号7000012050002

## マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です

 手続に時間がかかる場合がありますので、**お早めの準備**をお願いします

事前準備の詳細  
は国税庁HPを  
ご確認ください



### 事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ  
※ スマートフォンのマイナンバーカードも利用できます
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
  - ② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
  - ③ 券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)

※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

#### マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

特に、確定申告期は、更新窓口  
(市区町村)の混雑が予想されます。  
お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



電子証明書のパスワード(①、②)を忘れた場合  
やロックされた場合の対処法については、地方  
公共団体情報システム機構のホームページをご  
確認ください。



### 事前準備の流れ

#### 1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済み  
の方はログインします

マイナポータル  
アプリをインストール



利用者登録はこちら



マイナポータル



#### 2 「確定申告の事前準備」ページで 取得したい証明書等を選択



証明書等の選択

医療費 ✓

ふるさと納税 ✓



#### 3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します

マイナポータル



民間送達サービス



(e-私書箱、MyPost、民間送達・e-Tax連携サービス)  
※ 「民間送達サービス」とは、インターネット上に自分専用のポストを作り、  
自分宛のメッセージやレーーを受け取ることができるサービスです

e-Tax

ねんきんネット

#### 4 民間送達サービスと証明書等を 発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子  
交付への同意を行い、企業との連携を行います

※ 手続完了まで数日かかる場合があります

民間送達サービス



証明書等を  
発行する企業

保険会社やふるさと納税  
ポータルサイト事業者など

#### 5 e-Taxのマイページで 情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する  
場合は、e-Taxのマイページで情報取得  
希望の登録等を行います



e-Tax



### 動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法  
などを動画でご案内しています。



### 事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅  
からマイナンバーカードでe-Tax！



# e-Tax 推進協議会からのお知らせ

**贈与税** 申告書の作成・送信は



**スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！**

贈与税の申告をされる方へ

## 確定申告特集

[トップページ > ケース別の情報 > 贈与税の申告をされる方へ](#)

### 贈与税の申告をされる方へ

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。詳しくは、以下のパンフレット等をご覧ください。

● [暮らしの税情報「財産をもらったとき」  
\(PDF/252KB\)](#)

贈与税の申告に関する情報は、  
**確定申告書特集ページ**をご覧ください

- ✓ パンフレット
  - ✓ 確定申告書等作成コーナーの  
入力マニュアル・操作動画
  - ✓ 贈与税の申告書等の様式
- など



こちらからアクセス

※ 令和7年分のページは令和8年1月に公開予定

### 確定申告書等作成コーナーから スマホで贈与税の申告ができます

画面の案内に沿って  
金額等を入力して作成できるので  
計算誤りがなく申告可能

💡 次の内容で申告される方は  
特におすすめです

- 簡単**
- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合は  
パソコン向け画面が表示されます

裏面もご確認ください



## e-Taxに必要なもの

### ① マイナンバーカード読み取対応のスマホ



マイナポータルアプリを  
インストール



iPhoneの方



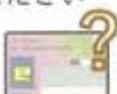
Androidの方

### ② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

パスワードが分からない場合の対応方法は  
公的個人認証サービスのポータルサイトを  
ご確認ください



マイナンバーカード及び電子証明書の  
有効期限にご注意ください！

有効期限や更新手続等の  
詳細はデジタル庁公式  
noteをご確認ください



### スマホ用電子証明書の利用で 認証時も手間いらず！

- ・マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、  
申告書の作成・e-Tax送信ができます
- ・利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの  
生体認証機能を利用できます（機種によって異なります）

令和7年分確定申告から、  
iPhoneにも対応します！



※ ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

## e-Tax のメリット／ 一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から  
申告可能



24時間  
利用可能



受信通知から  
いつでも内容確認



添付書類はスマホから  
PDFで送信可能



すでに  
約4人中3人が  
e-Taxで  
申告しています!!

・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。  
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

リサイクル選択(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



国税庁 法人番号7000012050002

R7.6

## 源泉所得税のキャッシュレス納付について



## e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

## ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト(WEB版)を利用する場合)

※ e-Taxソフト(WEB版)はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

## 1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxソフト(WEB版)をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト(WEB版)」のご利用に当たって【パソコン】をご確認ください。



## 2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通じる画面が表示されます。



※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

※2 e-Taxソフト(WEB版)の操作方法については、e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用ガイド)をご覧ください。



## 3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続(準備)を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」([https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\\_nouzei/cashless.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm))をご覧ください。



## ① ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用する場合

「源泉所得税の納税手続」

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出(送信)することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出(送信)の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落しされます。

## ② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引き先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

## ③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。(利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

## ④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続(準備)は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

## スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト(WEB版)を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

## ☆☆ e-Tax を利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

### 1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

\* 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。

次回の年末調整開係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

課税対象	課税額	合計
源泉所得税	1,240,000	1,240,000
復興特別所得税	0	0
合計	1,240,000	1,240,000

### 2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

#### ① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

#### ② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

#### ③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

#### ④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

### 3. 納付

#### ① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

「自動ダイレクト」を利用する場合は、「1. 徴収高計算書データの作成・送信」時にチェックボックスにチェックを入れてください。

#### ② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。

#### ③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

#### ④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

\* 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

### 受信通知（納付区分番号通知）

#### 【通知内容】

送信されたデータを確認いたしました。  
納付区分番号通知が表示されました。該当の納付区分番号は「1」です。

#### 【納付区分番号】

送信された納付区分番号は「1」です。  
本納付区分は電子化（オンライン）納付区分です。

納付区分番号: 1  
納付区分名: 指定納付区分

納付区分番号: 1  
納付区分名: 指定納付区分

納付区分番号: 1  
納付区分名: 指定納付区分

#### 【ダイレクト納付】

提出した納付区分は「1」で直接納付を行なうことを選択です。

- ① チェックボックス
- ② チェックボックス

#### 【電子納付】

「ATMやインターネットバンキング、銀行ATM」等の銀行機器にて直接入金して下さい。  
銀行ATMを操作する際は、手帳等を落とさないようご注意下さい。

オンラインバンキングによる電子納付を行なう場合は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

- ② チェックボックス

#### 【クレジットカード納付】

クレジットカードによる納付を行なう場合は、「クレジットカード納付」ボタンを押してください。「国税クレジットカードお支払サイト」で銀行手数料を支払ってください。

また、「国税クレジットカードお支払サイト」は、認証手順が複数の銀行機器を通じて連携するクレジットカード納付専用の画面サイトです。

納付区分番号: 1  
納付区分名: 指定納付区分

納付区分番号: 1  
納付区分名: 指定納付区分

- ③ チェックボックス

#### 【スマホアプリ納付】

スマートフォン等で行なう場合は、「スマホアプリ納付」ボタンを押してください。「国税スマートフォン決済専用サイト」で銀行手数料を支払ってください。

また、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、認証手順が複数の銀行機器を通じて連携するスマートフォン専用の画面サイトです。

- ④ チェックボックス



# 迎春



相談役 日伸総建(㈱) <b>志村美貴代</b>	相談役 (㈱)富士山アグリファーム <b>細田 幸次</b>	相談役 (㈲)山岸旅館 <b>外川 凱昭</b>	相談役 中央観光(㈱) <b>細谷 憲二</b>	相談役 (㈱)新名製作所 <b>新名 米光</b>	相談役 堀内電気(㈱) <b>堀内 富久</b>	顧問 法人会前専務理事 <b>原田 威</b>
副会長 (㈱)鈴木製作所 <b>鈴木 誠一</b>	副会長 (㈱)ミネルバ <b>越石 賢一</b>	副会長 (㈱)堀江製作所 <b>堀江 俊隆</b>	副会長 川上建設(㈱) <b>川上洋一郎</b>	会長 (㈱)メイト <b>山口 照義</b>	相談役 東京地方税理士会大月支部 <b>高橋 範明</b>	相談役 (㈱)山梨中央銀行吉田支店 <b>込山 紀章</b>
常任理事 (㈲)西忠エージェンシー <b>西室 信男</b>	常任理事 甲陽産業(㈱) <b>三木 範之</b>	常任理事 (㈱)尾形製作所 <b>尾形 直</b>	常任理事 (㈱)土屋製作所 <b>土屋きよ美</b>	専務理事 公益社団法人大月法人会 <b>小笠原能久</b>	副会長 都留信用組合 <b>渡邊 和彦</b>	副会長 (㈲)天下茶屋 <b>外川正知恵</b>
常任理事 テクト(㈱) <b>宮下 崇</b>	常任理事 (㈲)こみたけ売店 <b>小佐野昇一</b>	常任理事 秋山土建(㈱) <b>桑原 誠</b>	常任理事 富士急行(㈱) <b>堀内光一郎</b>	常任理事 (㈲)吉沢製パン <b>吉沢 秀雄</b>	常任理事 (㈲)小林仏壇 <b>小林 清哲</b>	常任理事 (㈲)印刷エトリ <b>餌取 一成</b>
理事 (㈱)龍美建設 <b>清水美恵子</b>	理事 市川リース(㈱) <b>市川 公子</b>	理事 (㈱)トーホー <b>守屋 博文</b>	理事 三共建設(㈱) <b>白木 孝郎</b>	常任理事 登り坂石油(㈱) <b>渡邊 良孝</b>	常任理事 (㈱)アトラス測量 <b>大石 秀世</b>	常任理事 (㈱)丸格建築 <b>羽田 広樹</b>
理事 奥秋建設(㈱) <b>奥秋 公大</b>	理事 (㈲)山口製作所 <b>山口 光子</b>	理事 (㈲)中村薬局 <b>金巻 裕</b>	理事 山二商事(㈱) <b>赤澤 克夫</b>	理事 (㈲)大中精機製作所 <b>市川 賢一</b>	理事 濱野屋ティートラスト(㈲) <b>天野 統一</b>	理事 (㈱)田中屋 <b>佐々木弘之</b>

						
理事 吉田タクシー(有) <b>渡邊 千恵</b>	理事 株式会社大森工務所 <b>大森 雄介</b>	理事 株式会社シラス自工 <b>白須 一政</b>	理事 株式会社桑原電業 <b>桑原 大輔</b>	理事 株式会社ツルタ <b>鶴田みさ子</b>	理事 株式会社長田電材工業 <b>菊地 明久</b>	理事 中村エンジニアリング <b>中村 武</b>
						
理事 株式会社大森森林業所 <b>大森 保廣</b>	理事 河野保廣 <b>河野 大介</b>	理事 株式会社CATV 富士五湖 <b>武川 哲也</b>	理事 株式会社山梨重機 <b>横打香代子</b>	理事 株式会社芙蓉実業 <b>山下佐一郎</b>	理事 株式会社三和建設 <b>渡邊 三雄</b>	理事 エスプラン(株) <b>白井恵美子</b>
						
理事 株式会社協和生コン <b>倉澤 光代</b>	理事 株式会社エムティーシー <b>松浦 潤一</b>	理事 株式会社井出電気 <b>井出 隆</b>	理事 株式会社井出電気 <b>井出 泰済</b>	理事 株式会社丸三 <b>天野 隆司</b>	理事 株式会社三浦化成工業 <b>河内 正子</b>	理事 株式会社三浦化成工業 <b>三浦 信</b>
						
理事相当 株式会社ユーキ <b>小泉 裕次</b>	理事相当 新名製作所 <b>新名 公男</b>	理事相当 富士航空電子 <b>吉澤 武司</b>	外部監事 瀧森義則 (Rokken Yoshio)	監事 富士観光開発 <b>瀧森 義則</b>	監事 株式会社ユーション <b>小谷田 融</b>	外部理事 佐藤測量事務所 <b>荻原 秀祥</b>
						
理事相当 堀建トヨー住器 <b>堀内 花代</b>	理事相当 堀内電気 <b>堀内 慎也</b>	理事相当 サナミ製作所 <b>佐波 佳子</b>	理事相当 丸真建設 <b>小俣 真吾</b>	理事相当 土屋輪業 <b>土屋 和也</b>	理事相当 大一木材 <b>小林 宏好</b>	理事相当 平井製作所 <b>平井 勉</b>
						
理事相当 株式会社前田源商店 <b>前田 市郎</b>	理事相当 オオタニデンカ <b>大谷 和伸</b>	理事相当 山崎織物 <b>山崎 泰洋</b>	理事相当 丸大産業 <b>小林 大希</b>	理事相当 印刷エトリ <b>餌取由香利</b>	理事相当 セントラルモーターズ <b>細田 浩一</b>	理事相当 佐藤ダンボール <b>佐藤 誠</b>
						
理事相当 株式会社丸正電器 <b>中村 哲</b>	理事相当 羽田印刷 <b>羽田早一郎</b>	理事相当 フジヤマ <b>小野耕太郎</b>	理事相当 渡秀工業 <b>渡辺 浩次</b>	理事相当 小池時計店 <b>小池 久司</b>	理事相当 萱沼商事 <b>萱沼 孝夫</b>	理事相当 マエセン <b>前田正太郎</b>

						
理事相当 吉田精工㈱	理事相当 富士山リゾート㈱	理事相当 宮川電気㈱	理事相当 ㈲寿司華	理事相当 富士急行㈱	理事相当 ㈲東京屋製菓	理事相当 ㈱池上工務所
吉元 潤	伊東 貴也	奥脇 芳弘	岩田 伸吾	相生 光晴	中村 元	池上美奈子
						
		理事相当 ㈲森の家久野屋 三浦雄一郎	理事相当 ㈱サイコ 三浦 敬伯	理事相当 ㈲旅館松屋 渡辺 松氏	理事相当 ㈱渡辺工務店 渡邊 教彦	理事相当 ㈲富士エコープミレニアム 小山田可能子

OGATA

# 株式会社 尾形製作所

代表取締役 尾形 直

〒 409-0134 山梨県上野原市大門514

Tel 0554-63-1863(代) Fax 0554-62-5558

URL: <http://www.ogatass.co.jp> Email: [info@ogatass.co.jp](mailto:info@ogatass.co.jp)



<http://www.kk-tsunuta.jp/>  
**株式会社 シルク**  
 南都留郡西桂町小沼221-1 TEL 0555-25-3688  
 新品カー用品の販売・取付  
**カーショップ シルク** 西桂店  
 南都留郡西桂町小沼221-1 TEL 0555-25-3525  
 中古・新品カー用品の  
 販売・販売・取付  
**USED CAR PARTS シルク** 都留店  
 都留市田野畠468-2 TEL 0554-45-1555  
 おどん・本  
 西桂店  
 南都留郡西桂町小沼1112-1 TEL 0555-29-2040  
 吉田のうどんをメインとした飲食店

伝える(映像・音響・IT)技術で世の中を便利にする  
**Vision × Mission × Value**

音・映像・通信のネットワークソリューションカンパニー



**テクト株式会社**

本社

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田2丁目3-11  
 TEL:0555-23-1205 (代) FAX:0555-24-3630

甲府営業所

〒400-0805 山梨県甲府市酒折1-3-15 1F-C  
 TEL:055-225-3588 FAX:055-225-3868

<https://www.tecto.co.jp>

東京営業所

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-15 梓千代ビル1F  
 TEL:03-4530-3969 FAX:03-6679-2039

**登り坂 ホテル**  
 THE NOBORISAKA HOTEL



健康と環境に優しい総合エネルギー企業

**登り坂石油株式会社**

TEL 0555-72-1220 <http://www.noborisaka.co.jp>



経営者の安心を  
 より確かなものに  
 変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。

経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。

社長ひとりで、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。

大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てるよう、

さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。

これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、

ともに歩んできたからこそできる支援をここに。

保険とともに全力で経営者のみなさまを

サポートしていきます。



さあ、保険の新次元へ。  
**T&D 保険グループ**

**経営支援**

サステナビリティ経営支援  
 健康経営®支援  
 人材採用・育成支援  
 災害時の安否確認  
 情報セキュリティ対策支援  
 など

病気・入院等で  
 養けなくなった場合の保障  
 お亡くなりになった場合の保障  
 勇退される場合のそなえ  
 など

**経営者保障**

\*「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

CMS情報サイトはこちら



その安心で、企業とともに未来をつくる。



**大同生命保険株式会社**

多摩支社甲府営業所 甲府市相生1-2-31 TEL 055-232-6411

謹賀新年



今年も法人会の  
福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業の役員・従業員と  
そのご家族の皆様に  
安心をお届けしてまいります  
本年も何卒よろしくお願い申し上げます  
令和八年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 山梨支社  
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



# Business Guard



企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする  
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災** (業務災害総合保険)

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル** (業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。  
労務・雇用トラブルに備える **スマートプロジェクト** (総合事業者保険)

地域社会に貢献する **ビジネスガードAUTO** (法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険 **オールスターズ ALL STARS** (事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える **プロパティーガード+企業地震保険**  
(企業財産保険+耐震改修費用保険的・火災保険契約等)

個人情報の漏えい事故対策 **情報漏えいガード** (個人情報漏洩保険)

マイナンバー対応 **MRP保険** (マネジメントリスクプロテクション保険)

投員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える **ワールドリスク WorldRisk<sup>®</sup>**

お問合せ先

山梨支店

〒400-0032 山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F

TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。

(22-073003)



## ホテル鐘山苑

〒403-0032  
山梨県富士吉田市  
上吉田東9-1-18  
TEL0555-22-3168  
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です  
詳しくはホームページをご覧ください  
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kancyamaen

# 健康情報

## 元気に働くための 5 食事と健康

### 食事と健康

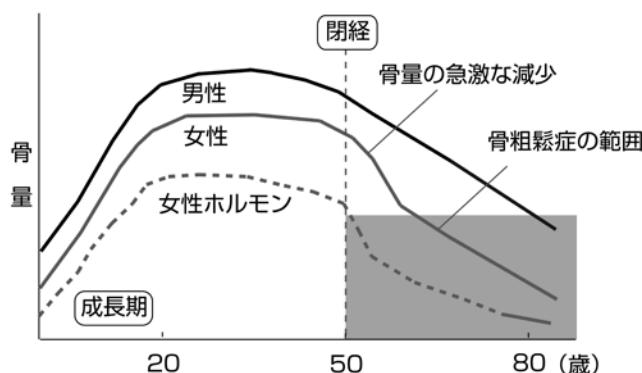
#### 第1章 「食」と栄養 つづき

##### ⑤ミネラル（無機質）

体に必要なミネラルは16種類で、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、亜鉛、鉄などがあります。なかでもカルシウムは私たち日本人が不足しがちなミネラルで積極的に摂る必要があります。

高齢期になると骨粗鬆症になる人が増えますが、高齢期になってカルシウムを摂取してもあまり吸収できません。骨量のピークは20歳前後で、40歳以降に緩やかに減少していきます。

特に女性は閉経後、女性ホルモンが減少すると急激に減少するので若いときにしっかり骨量を増やしておく必要があります。すでにある骨も体内で破骨と再生が繰り返されているので高齢期になっても積極的にカルシウムを摂り続ける必要があります。



骨粗鬆症 健診・保健指導マニュアル第2版  
(ライフサイエンス出版)

カルシウムを多く含む食品には乳製品、緑の色の濃い野菜、小魚、大豆製品などがありますが、カルシウム摂取のために吸収率の高い乳製品ばかりを増やすとカロリーオーバーになります。小魚や野菜に含まれるカルシウムは吸収率があまり高くないものの、牛乳にはほとんど含まれていない鉄や食物繊維、ビタミンCなども含んでいるのでいろいろな食品から摂るようにします。

反対にナトリウムを摂りすぎると、血圧が上がり、脳卒中や腎臓病などの原因になります。

대부분が食塩としてみそやしょうゆなどに含まれていますが、高齢になると味覚が鈍くなり、塩味を濃くしがちなので調理を工夫して減塩を心がけます。

食品表示では食塩相当量として表示されているので、1日の摂取基準量を超えないように注意しましょう。

#### 栄養成分表示 食品単位あたり

熱量	.....	○ kcal
たんぱく質	.....	○ g
脂質	.....	○ g
炭水化物	.....	○ g
食塩相当量	.....	○ g

#### 【ナトリウムの食事摂取基準】

(1日の目標とする値)

成人男性(15～64歳) 7.5g 未満／日  
成人女性(15～64歳) 6.5g 未満／日

(日本人の食事摂取基準 2020年度版)

#### 【薄味でもおいしい料理のコツ】

##### 酸味をプラス

酢やかんきつ類、トマトなどで味のアクセントを。

##### 香りをプラス

ニンニク、シソ、しょうがなどの香りで味をカバー。

##### 旨味をプラス

昆布や鰹節などだしのうま味を効かせて。

##### とろみをプラス

とろみがつくと味をしっかりと感じて薄味でも満足感。



# 神社めぐり

第62回

## 稻村神社(旧指定村社)

鎮座地	大月市大月町花咲二〇九
御祭神	素戔鳴尊 奇稻田姫
例祭日	九月十五日
宮司	藤本巖

総代長 星野忠昭  
境内地 三〇〇坪  
氏子戸数 二〇〇戸

### 由緒沿革

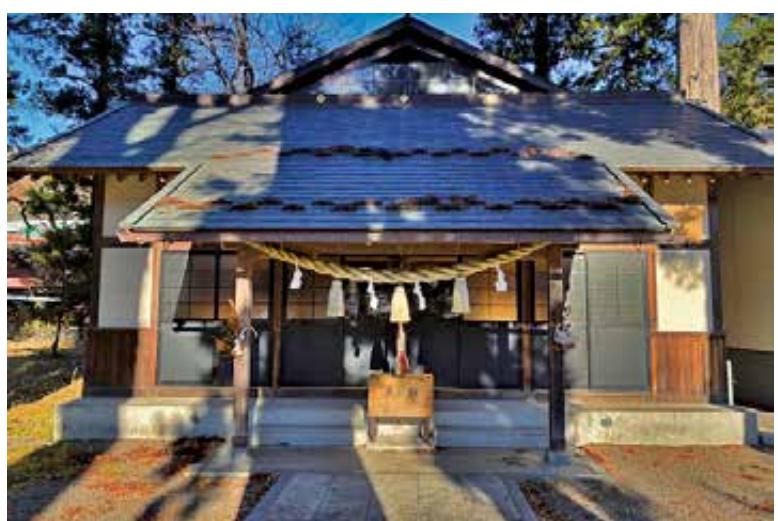
創建は大同二年(八〇七年)と伝へられ、  
献額にも記されるといふが災害にて現存  
しない。安永(一七七二年～一七八一年)  
から天明(一七八一年～一七八九年)に  
かけての本殿造営が現存記録として最古  
である。甲斐国志には

上下花咲村産神なり、  
社頭壹反貳畝拾三歩、

例祭正月七月の十七  
日。神主橋本因幡の守  
とある。その他祭札の

記録として享保五年  
(一七二〇年)、文政元  
年(一八一八年)二年、  
天保十年(一八三九年)

のものが永代総代星野  
家にあり。よく当時の  
姿を伝へてゐる。



令和7年度

# 第41回 高校生の税に関する標語

## 優秀作品



公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務署長賞

巡る税 整う社会 故郷へ

ひばりが丘高等学校 2年次 山中 佑姫

富士吉田市長賞

e-Tax 指先ひとつで つなぐ未来

吉田高等学校 3年 渡邊 龍広

東京地方税理士会  
大月支部長賞

税金で 守る安心 未来まで

富士学苑高等学校 3年 牛田 大雅

大月法人会長賞

税金で 想い描こう 国の未来

吉田高等学校 1年 湯山 大雅

大月法人会  
青年部会長賞

税金で 未来を創る この手から

富士学苑高等学校 2年 細矢 瑞奈

金賞

納税で 未来を子どもに TAXんだ

吉田高等学校 3年 小俣路羽磨

金賞

まずは知る 税金の意義 創る未来

ひばりが丘高等学校 2年次 大谷 愛

銀賞

地球のため 未来のために 納税を

富士学苑高等学校 1年 大森 理愛

銀賞

税を知り 未来へ繋ぐ バトンパス

ひばりが丘高等学校 1年次 小林 秀次

銅賞

税金は 将来へらす 灯火だ

富士学苑高等学校 1年 川村知杜莉

銅賞

自分のため 未来のための 納税を

吉田高等学校 3年 大久保ひまわり